

事務連絡
令和7年3月13日

各指定障害児通所支援事業者
代表者様

名古屋市子ども青少年局
子育て支援部子ども福祉課長

「欠席時対応加算」の同一日重複請求における対応について

日頃より、障害福祉の向上にご協力いただき、誠にありがとうございます。
さて、本加算は、利用を予定していたが、利用者の急病等により利用を中止した場合に各事業所において算定できる加算となります。

しかしながら、障害児通所支援において一部適切とは言えないケースが見られます。
このことから、令和7年4月以降の請求における本市の取り扱いは以下のとおりとしますので、各事業所は下記を参照のうえ、適切なサービス利用につきまして、ご理解ご協力のほどお願いいたします。

記

1. 令和7年4月請求以降の対応について

(例) 事前に、2つの事業所に予約を入れて、1つの事業所への取消の連絡が直前(利用日の前々日・前日・当日(営業日換算))となってしまったケース

A 事業所	B 事業所
利用	欠席時対応加算

⇒A事業所のみ請求を通します。B事業所は返戻にします。算定日等に誤りがあった場合は、再請求で対応します。

2. 保護者と契約する際の注意事項

利用者側における複数事業所の予約が重複することもこのような請求事例の原因となりうるため、保護者との契約の際には、下記2点について理解を求めるようにしてください。

- ①児童発達支援や放課後等デイサービスが利用できるのは、1日1か所のみ
- ②利用しない事業所には早めにキャンセル連絡をする。

3. その他留意事項

他の請求についても請求誤りを防ぐため、内容に誤りがないかどうか、国保連合会へ送信する前に今一度ご確認いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

【参考資料】

Q A 事業所を欠席した障害児が、同日に B 事業所に通所した場合において、A 事業所は欠席時対応加算を算定できるのか？また、B 事業所は基本報酬等を算定できるのか。

(答)

- ・ 欠席時対応加算の算定要件は、急病等により中止する場合であって、基本的には同日の異なる事業所が報酬を算定することは想定していない。
- ・ このため、利用者の連絡漏れ等により、急遽利用中止となった場合は、A 事業所は欠席時対応加算の算定はできない。
- ・ なお、B 事業所については、基本報酬について算定できる。

(参考) こども家庭庁「障害福祉サービス等報酬（障害児支援）に関するQ&A」（令和6年5月17日）問22より

【お問い合わせ先】

名古屋市子ども青少年局子ども福祉課子ども発達支援担当

電話:052-972-2520 FAX:052-972-4440

電子メールアドレス:a2520@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp